

佐賀県告示第二百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成二十二年六月二十九日

佐賀県知事 古 川 康

一(一) 保安林予定森林の所在場所

伊万里市大川町駒鳴字石坂三五九八の一三、三五九八の二一、字岩ノ下三七〇八の一から三七〇八の三まで、三七〇八の五、三七〇八の九から三七〇八の一三まで、三七〇八の一六、三七〇八の一八、三七〇八の二一、三七〇九、三七一〇、三七一六、三七一九、字白木四〇二〇、四〇二一の三、四〇二一の四、四〇二三の一、四〇七二の六、四〇八四、四〇八九の一、四〇九〇の一、四〇九四、四〇九七の一、四一〇一の一

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二(一) 保安林予定森林の所在場所

- 伊万里市大川町駒鳴字以後の平四一三八の一（次の図に示す部分に限る。）、四一三八の二、四一三八の三、四一三八の七から四一三八の一〇まで、四一三八の一二、四一三九、四一四〇の二から四一四〇の四まで、四一四〇の六、四一四〇の九から四一四〇の一二まで、四一四〇の十四、四一四〇の一八、四一四〇の二三、四一四〇の二五、四一四〇の二七、四一四四、四一四七の一、四一六二、四一六六、四一六七、四一六八の三、四一六八の四、四一六八の六、四一六八の一〇、四一六八の一、四一八一の一、四一八一の三、四一八一の四、四一八二

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三(一) 保安林予定森林の所在場所

伊万里市大川町駒鳴字小田四一〇五の一、四一〇五の一〇から四一〇五の一七まで、四一〇五の一九、四一〇六の一から四一〇六の三まで、四一〇六の五、四一〇六の七、四一〇六の九、四一〇六の一、四一〇六の一、四一〇六の二、四一〇七の四から四一〇七の七まで、

四一〇八の一、四一〇八の三、四一〇九の一、四一〇九の四、四一〇九の六から四一〇九の八まで、四一〇九の一二、四一一〇、四一一二、四一一三の一、四一一三の二、四一一六の一（次の図に示す部分に限る。）、四一一六の五、四一九の三、四二二の一、四二二二、四二二三、四二二六、四二三〇の一、四二三〇の二、四二三五、四二三六の一、四二三六の四、四一三六の九

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県

県土づくり本部森林整備課及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）